

〔著作権基本問題小委 09.10.20 報告要旨 根木昭〕

1. 文化政策と著作権

(1) 著作権は、「文化」の一部

○旧文部省設置法（第2条）

- ・『文化』とは、芸術及び国民娯楽、文化財保護法に規定する文化財、出版及び著作権その他の著作権法に規定する権利並びにこれらに関する国民の文化的生活向上のための活動をいう。」

→現行の文部科学省設置法からこの規定は削除されているが、実務上は踏襲

(2) 文化的所産の保存と活用に係る制度

○文化財保護制度→文化的所産を保存し、活用を図ることによって社会的価値を発生させるような方向付けを行う。

○著作権制度→文化的所産の利用から生ずる利益を創造者に帰せしめ、それによって創造活動を活発化させる。

○両者ともに、それによって文化の発展に導こうとする。

(3) 著作権制度

○文化芸術活動の結果として生み出された成果物は、これを創造した人の人格的・財産的価値の結晶であり、多くの労力を費やしてもなお創造活動への意欲を喚起させるため、創造者にこれについての権利を認め、保護する。

○他方で、文化的所産である著作物の公正な利用を確保する。

○両々相まって、文化の発展に寄与することを目的とする。

(4) 著作権政策は、文化政策の「対象領域」の1つ

○文化芸術振興基本法→第20条において文化政策への位置付けを明確化

- ・「国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作者の権利及びこれに隣接する権利についてこれらに関する国際的動向を踏まえつつ、これらの保護及び公正な利用を図るため、これらに関し、制度の整備、調査研究、普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。」

(注) 文化政策の5領域→「文化の振興と普及」「文化財の保護」「著作権の保護」「国語の改善」「宗務行政の運営」

2. 「文化芸術」の公共性～文化芸術振興基本法前文等から

(1) 文化芸術の“本質面”

○基本法（平成13.12.7法律第148号）前文

- ・「文化芸術を創造し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願い」「文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高める」「文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有する」

→文化芸術が人間の本性に根ざした存在であり、人間と文化芸術の不可分一体性について規定したもの

○第1次基本方針（平成14.12.5文化審議会答申→平成14.12.10閣議決定）

- ・第1の1において「人間が人間らしく生きるための糧」に整理して敷衍
→これは、これに先立つ文化審議会答申「文化を大切にす社会の構築について～一人一人が心豊かに生きる社会を目指して」（平成14.4）の「第1章 今後の社会における文化の機能・役割」において詳述されたことを要約・収斂

→第2次基本方針（平成19.2.2文化審議会答申→平成19.2.9閣議決定）もこれを

踏襲（以下同じ）

○文化芸術創造享受権（基本法第2条第3項前段）が導き出される理念的前提

○文化芸術を振興する理念上の根拠

(2) 文化芸術の“効用面”

○基本法前文

- ・「(文化芸術は) 人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するもの」「(文化芸術は) それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てる」「(文化芸術は) 心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を有する」

→文化芸術の効用面について規定したもの

○第1次基本方針

- ・第1の1において、「共に生きる社会の基盤の形成」「質の高い経済活動の実現」「人類の真の発展への貢献」「世界平和の礎」の4点に整理して敷衍

→これらも、先の文化審議会答申の第1章において詳述されたことを要約・収斂

○これらは、(文化) 経済学の説く、いわゆる文化芸術の外部性の実体をなすもの

○文化芸術を振興する現実的な根拠

(3) 社会的財産性

○第1次基本方針

- ・「このような文化の意義にかんがみると、・・・文化芸術は、芸術家や文化芸術団体、また、一部の愛好家だけのものではなく、すべての国民が真にゆとりと潤いの実感できる心豊かな生活を実現していく上で不可欠なものであり、この意味において、文化芸術は国民全体の社会的財産である。」

→すなわち、第1次基本方針は、文化芸術の本質・効用の両面から文化芸術を社会的財産と見なし、そこに公共性を見出しているものと解されること

→基本法にはこの表現はないが、基本方針において基本法の含意がより具体化されていると解されることから、基本法自体が文化芸術が社会的財産である（従って、それが公共性を持つ）との趣旨を内包

○なお、先の文化審議会答申は「社会的な資産」といい、文化財保護法（第4条第2項）は、(文化財についてではあるが)「貴重な国民的財産」と規定

3. 「文化芸術活動」の私事性～行政法上の一般的な解釈から

(1) 文化行政の性格

○給付行政が中心

- ・その多くが文化芸術活動への「支援行政」、文化施設の「設置者行政」であり、国民に対するサービスの提供が中心

○規制行政は例外

- ・文化財行政、著作権行政、宗務行政

(2) 給付行政に対する権利性

○基本法

- ・「文化芸術を創造し、享受すること（は）人々の生まれながらの権利である」旨を規定（第2条第3項）

- この文化芸術創造享受権は、基本法前文で言及された文化芸術の本質面を理念的な前提として導出
- すなわち、文化芸術が人間の本性に根ざした存在と見なされる以上、憲法第13条の幸福追求権に内包されていた権利が実定法上で顕在化されたもの
- そして、文化行政に対し、一定の節度（自主性の尊重（前文、第1条、第2条第1項）、創造性の尊重（第2項））とともに、積極的な対応を求めたもの
- ただし、その“積極性”の反面として、国民の側に給付請求権を認めることは困難
- ・行政法学においては、以下のような認識が一般的
 - 社会保障や公企業の利用のように、自由権の論理が当てはまらず、国民の給付行政への依存性が強く、憲法・法律により一定の給付を請求できる権利が保障されている場合
 - 企業への資金補助やスポーツ団体への補助、自由な利用に供される公共施設・設備のように、営業の自由やスポーツ・文化活動の自由が存在するのみで、国民の側の給付への権利性が希薄な場合
- ・文化芸術活動は、スポーツ活動と並んで後者に該当
 - すなわち、自由権としての文化芸術活動の自由は当然保障されるが、社会権的な給付への権利性は希薄
- ・換言すれば、文化芸術活動は、私事性を拭い得ない、というよりもこれが基本
 - それを裏打ちするため、基本法は、前述の自主性の尊重、創造性の尊重を明記
 - このことは、内容不関与の原則を担保しているものと考えられること（英国のアームズ・レングスの原則と同じ）

4. 著作権との関わり

(1) 文化芸術活動の私事性と著作権

○文化芸術活動の結果としての成果物

- ・文化芸術活動は私事性が基本である限り、その結果としての成果物に係る権利は、当然ながら当該活動を行った者に帰属
- これが最大限に尊重されることが必要

(2) 文化芸術の公共性と著作権

○文化芸術の公共性の根拠

- ・本来、文化芸術の本質面と効用面に由来
- ・しかし、往々にして公共性の根拠は、効用面（＝実利面）を中心に説明
 - （文化）経済学ではとりわけこの点が顕著
- ・効用面（実利面）のみでは、著作者の権利を制限することは根拠としてやや薄弱

○本質面から説くことによって始めて、権利制限に実質を得さしめることが可能

- ・文化芸術は人間の本性に根ざし、文化芸術と人間との不可分一体性という観点に立てば、（効用面も加味しつつ）、国民全体ひいては人類全体にとってその成果が共有されるべきものという結論を導出することが可能

(3) 結 論

- 文化芸術活動は私事性が強い故に、著作権は当該者に帰属することが大原則
- 一方、文化芸術の公共性の観点から著作権に対してどの程度まで権利制限をするかは、この「公共性」のとらえ方いかんによるといえるが、単なる実利面（利害関係）のみで臨むのではなく、より高い次元において考慮することが必要